

第 2 1 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 1 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 3 年 6 月 2 2 日（火） 午後 1 時 3 0 分から 3 時 0 0 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4 - A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，飯塚委員，岩戸委員，吉岡委員，加川委員，猪鹿月委員，新井委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐，高野政策支援員，栗原主任，蓮沼主任
欠席委員	鈴木（弘）委員，鈴木（亜）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 条文検討項目について 3 次回の開催日について 4 その他 5 閉会 	
配付資料名	第 2 1 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 （仮称）利根町自治基本条例 条文検討項目 参考 他市町村条文の例	
議事内容	次ページ以降の通り	

<p>委員長</p>	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 条文検討項目について</p> <p>前回、男女共同参画の条例文について、「政策」か「施策」かという話をしていたが、この点については条例文全体に関わってくるので、今回は一旦保留とさせていただきます。すべての条文ができたときに最終的に議論したいと思う。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>委員長</p>	<p>本日は資料1に基づいて条文に盛り込む内容について検討していきたいと思う。事務局にてスライドで例を提示しながら見ていく。まず、資料1をご覧ください。皆様と議論してきて現状として決定しているのは、前文、目的、条例の位置づけ、定義というところまでである。次に、まちづくりの基本理念や男女共同参画、市民の権利、市民の役割と責務と決まっている。このまちづくりの基本理念というのはやらないといけないということであった。次に、事業者の役割というのも皆様と議論したいと思う。次に、こどものまちづくりの参加ということで、これは皆様が是非入りたい欲しいということであったので、検討していかなくてはならない。住民自治組織は議論が終わっている。12番、13番は議会・行政ということだが、議会については町議会にお願いした。行政についてもまた行政側にお願いしたいと思う。14番の情報共有から17番の住民投票までは条文がもう決まっている。18番の子育て及び教育の促進から21番の産業振興は盛り込みたいということで出てきていたので確定事項としていいかもしれない。22番の最上位の計画に基づく市政運営から25番の説明責任については一応仮称ということでできていたが、やるかやらないかはまた議論するという事になっている。その次に、26、27番は確定している。28番と29番は、まだそういった議論はされていないので白色になっている。30番の協働のまちづくりは皆様とある程度議論ができた。31番、32番はやるということで話が出ているが、1番から32番までどのような順序、そしてどのような括りで行うかということも議論をしなくてはならない。まずは各項目の参考条文について逐次見ていきたいと思う。できれば括り方、まとめられるところはまとめてスリム化するという考え方もあるので、事務局から他自治体の条文を紹介いただきたい。まずはまちづくりの基本理念からお願いします。</p> <p>(参考「他市町村条文の例」) (スライド1)</p>
<p>事務局</p>	<p>本日のスライドは、条文を検討する際に比較している龍ヶ崎市、東海村、余市町、杉戸町から一部抜粋したものになっている。今出ているのは杉戸町のものである。杉戸町のまちづくりの基本理念ということで、読み上げると、「町民及び町は、町民がまちづくりの主役であることを認識し、それぞれの役割及び責務を果たし、共に協力して自治の実現を図るものとする。」、2番「町民及び町は、自治の実現において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及びこの条例等の規定を順守しなければならない。」。</p>

	<p>(スライド2)</p> <p>杉戸町は基本理念と合わせて、その次にまちづくりの基本原則という条文も定めている。こちらは、「町民及び町は、次に掲げる基本原則により、まちづくりを推進するものとする。」となっており、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」、この3つ。こちらを「まちづくりの基本原則」ということで定めている。杉戸町はこの基本理念と基本原則というかたちで定められているということになる。</p> <p>(スライド3)</p> <p>もう一つ例として、龍ヶ崎市であるが、こちらはタイトルとしては「まちづくりの基本理念」ということになる。「市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。」、「協働によるまちづくりは、次に掲げるものを基本として推進するものとする。」ということで、「市政に関する情報を相互に共有すること。」、「市民の参加を基本に市政運営が行われること。」、「お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。」となっている。基本理念の部分としては以上となる。</p>
委員長	<p>基本理念というのは、杉戸町のように「基本理念」と「基本原則」に分ける場合もあり、龍ヶ崎市のように「基本理念」の中に「基本原則」も入れる場合もあるということである。本日は項目を議論するかしないかということを検討していただくので、だいたいこういうものだということがわかればよろしいかと思う。細かい部分は次回以降で議論する。まちづくりの基本理念という項目を検討項目として入れてよろしいか。</p>
	<p>(一同了承)</p>
委員長	<p>それでは、これは入れるということで確定する。次に、9番の事業者の役割について説明をお願いします。</p>
	<p>(参考「他市町村条文の例」)</p>
事務局	<p>(スライド4)</p> <p>こちらは余市町の条文であるが、「事業者は地域社会の一員としてその活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。」、2番として「事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。」となっている。</p>
委員長	<p>事業者の役割ということであるが、事業者というのは市民(町民)の中に入る。なので、あえて事業者というのを出すか出さないかという議論である。市民の中に事業者は含まれているからいらないだろうという考え方もあり、事業者というのをあえて分けるということもある。商工会の代表として新井委員に伺う。</p>
新井	<p>事業者の役割は入れなくていいと思う。利根町の人口約15,000人の中で事業者も年々減ってきている。それをあえて入れるより、委員長が言ったように市民と同</p>

	<p>じレベルで役割というところに入れた方がいいと思う。</p>
委員長	<p>商工会の代表として新井委員の意見はそのようにおっしゃっている。反対に、事業者・企業は、税金を払うにしても多いということであえてここに書くべきだという意見ももちろんあるかと思う。そういったことも踏まえて皆様と検討する。</p>
委員	<p>私は入れた方がいいと思う。もともと利根町で事業をやられている方はきちんとやってらっしゃると思うが、最近はそうでもない方もいたりして、そういう方にきちんと伝えるメッセージとしてあった方がいいと思う。</p>
委員	<p>入れた方がいいのか入れなくていいのか、判断材料がまだ見つけられない。ただ、条文の例を読むと、事業者の役割＝町民の役割と重なると思う。なぜあえて強調しなければならないのかという部分が見えないので、入れなくていいと今は思う。</p>
委員	<p>折衷案になってしまうが、事業者と足すとどうも違和感があると感じる。事業者の中で、市民と微妙にニュアンスが違ってくるのが、地域への貢献というところである。事業者がするものと、市民がするもので若干違ってくると思う。そこで、市民の括りに事業者を入れてしまうというのが私の意見である。</p>
副委員長	<p>事業者の役割は、市民の役割と似ている部分があるので、あえて別に書く必要はないと思う。あとは、先ほど委員がおっしゃったようにどちらを出すかという線引きがわからないので、今は書かなくていいと思う。もしこの話をしているうちに、区分けがはっきりできてきたり、事業者としての役割に市民とは別のものがやはりあるということであれば、その時に分けて書けばいいと思う。</p> <p>(「事業者の役割」を入れる：5名、入れない：7名)</p>
委員長	<p>今回は「事業者の役割」を項目には入れず、市民の役割に含めるということにする。また状況が変われば検討するということでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>次に22番～25番までを続けてお願いします。</p> <p>(参考「他市町村条文の例」)</p> <p>(スライド9)</p>
事務局	<p>こちらは龍ヶ崎市の条文である。最上位計画に基づく市政運営ということで、「市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画を財政見通しを踏まえたうえで定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。」、2番で「市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。」となっている。</p>

事務局	<p>(スライド10)</p> <p>次が財政運営である。こちら龍ヶ崎市のものだが、「市長は柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。」「市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。」「市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、わかりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。」</p> <p>(スライド11)</p> <p>行政評価は東海村の条文であるが、「村の執行機関は、効率的かつ効果的に村政運営を推進するため、常に村政運営の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度を検証し、事業の効果的な選択及び質の向上並びに財源や人員の効率的活用を図ります。」。説明責任がその下の段である。こちらは龍ヶ崎市で、「執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。」となっている。</p>
委員長	<p>ご覧いただくとわかると思うが、私どもや行政の職員にとっては聞きなれた言葉であるが、一般の方にはなかなか耳慣れない言葉を連発されていてわかりにくいのではないかと思う。これに関してはどうした方がいいか、加藤先生にお話しいただきたいが、いかがであるか。</p>
加藤	<p>委員長が言われたとおり、行政の計画・財政・行政評価は、多くの人はそんなに聞いたことがない。これらは役場がやっている事業や政策はどれだけの結果を生んだかということの評価するというものである。例えば評価結果を次年度予算に反映させるという、行政のマネジメントに使われるツールというわけである。住民の方にとっては、行政内部の話になってくるのでどうしても判断がつけづらいのかなというところもあるので、私個人の考えでは、22番から25番までの条文というのは、ある程度事務局に任せるか、行政側でたたき台を作っていた上で、利根町の行政が住民の方に開かれた行政をやっていくということを示してもらった上で検討した方が、議論がしやすいと思う。</p>
委員長	<p>副委員長はそのあたり何かあるか。</p>
副委員長	<p>22番から25番の内容をひとつずつ作っていくのは難しいと思われることと、これらを一緒にして項目ごとに分けるのもありだと思ったので、一度事務局に作っていただいたものを見て、わかりやすくするためにみんなで話し合っていく方が理解も深まっていくのではないかと思う。</p>
委員長	<p>私どもとしては考えていることが2つあり、今回の自治基本条例は、町長の意向もあり、参加と協働で是非住民の人たちが主体ないしは主役として考えて欲しいということで任されている。そういう意味でなるべく文章も平易にしている。簡単にできるところはスリム化し、皆様が話しやすい、議論しやすい形が良いということは1つ目である。2つ目としては、簡潔にするということである。普通は細かく規定する、基本的には性悪説というか、悪いやつを前提に考えるということが法的な考え方で</p>

	<p>あるが、ある程度まとめられるところはまとめた方がいいと思っている。加藤委員と副委員長がおっしゃった話で、異論・反論がなければ私がまとめた見解でいきたいと思うが、よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>委員長</p>	<p>まずは事務局に条文を作ってください、あとは私たちの方でスリム化するなり、考えていきたいと思う。次に28番、29番をお願いしたい。</p> <p>(参考「他市町村条文の例」)</p> <p>(スライド14)</p>
<p>事務局</p>	<p>28の条例の検討及び見直しのところであるが、こちらは龍ヶ崎市の条文で、「議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。」となっている。</p> <p>(スライド15)</p> <p>次の29番のところは、自治基本条例推進委員会の設置ということで、こちらは東海村のものである。「村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会を設置します。」、「推進委員会に関し必要な事項は、別に定めます。」となっております、</p> <p>(スライド16)</p> <p>参考までに別に定められた規則、こちらが東海村自治基本条例推進委員会規則となっている。下の「所掌事務」のところ、「委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。」ということで、「条例の実効性を確保するための連絡調整に関すること。」、「条例の運用状況の検証に関すること。」、「条例の見直しに関すること。」、「その他条例の推進に関し必要な事項に関すること。」となっている。</p>
<p>委員長</p>	<p>29番から申し上げると、自治基本条例ができて全実効性がないというのは困る。その実効性を高めるためにそういった推進委員会というのを作るということである。自治基本条例そのものをちゃんとやっているかどうかという、そういうことを推進させる取り組みということである。条例をちゃんとやっている、必要であれば見直すということで、機関を作るかどうかという議論はあるので、順番としては28と29は逆でもいいと思う。その順番に関しても最終的に皆様と議論したい。条例の検討及び見直し、そして自治基本条例推進委員会の設置ということで、1つにしてもいいし、あるいは別々ということもある。やるかやらないかということに関しては、まず飯塚課長に伺いたいと思う。</p>
<p>飯塚</p>	<p>条例の検討及び見直しについては、当然の話で入れても入れなくてもやるしかないことである。これをある程度強制力をもってやらせるかどうかということだと思う。実態を見ると、条例というのは結構作りっぱなしで、時点修正というのは例えば名称が変わったというのはやるが、内容の修正というのは実際に見直しをやっていないのが実情だと思う。そこをある程度強制的に、半強制的にやった方がいいということであれば、当然入れるべきである。この自治基本条例を根拠にして、見直しをし</p>

	<p>ていくという方向に持って行くことも考えられる。推進委員会については、新たなメンバーを設けるのではなく、役所内部だけではなく、このメンバーで推進委員会を作るのであれば、ある程度条例の趣旨や条文の一つ一つの趣旨をわかっているのでは、どうしてもメンバーが変わっていくことはあると思うが、そういう推進委員会であればあってもいいと思う。しかし、なかなかその推進委員会に挙げてくる実情を把握していくのは難しいので、どの程度の責任を負わせる推進委員会にするかによって入れるか入れないかという判断をしていくしかない。中途半端であれば入れない方がいいと思うし、自治基本条例を作ったから押していくんだという考えであれば作った方がいいと思う。</p>
委員長	<p>加藤委員はどうか。</p>
加藤	<p>私もほぼ一緒の意見である。条例の見直し・検討は入れるべきである。こういった自治基本条例のような理念条例は、これをもとにまちづくりをいかに見直していくかということまで見ていくなど、その検証も含めてこういった第三者委員会のようなものがあつた方がいいと思うので、条例の見直し・検討は当然入れるべきである。推進委員会は、飯塚委員のおっしゃったとおり、例えば位置付けとしてそこに重きを置くのならば設けるのもあるかもしれないが、ただ検討・見直しという条文がある以上は委員会を設置するのは当然になってくるので、あえて入れる必要はないと個人的には思う。</p>
委員長	<p>条例の検討及び見直しについてはお二方とも入れた方がいいだろうということであつた。推進委員会については中途半端であればやめた方がいいということであつた。29番については意気込みというか、これを推進するかどうかという意気込みの問題なので、28番に関しては異論のある方はいらっしゃるか。</p> <p>(特になし)</p>
委員長	<p>問題は29番である。くだけた言い方をすると、怠慢しているかどうか、そういうチェック機能になるかもしれないし、もっとやれという後押しになるかもしれない。ただ実効性として、条例ができて、それについての委員会ができて、そしてその委員会がどこまでできるかという、力関係もあるので、非常に難しいが皆様の意見を伺う。</p>
委員	<p>条例の見直しに関する条例というのは町に存在しているのか。自治基本条例に限らず、条例を見直す条例というものが存在しないのであれば、自治基本条例の中に項目として盛り込むべきだと思う。もし存在しているのであれば、重複することになるので入れなくてもよいと思う。</p>
委員長	<p>利根町に見直す条例は存在していないようなので、今の委員の意見はあつた方がいいということになる。推進に関してはどうか。</p>

委員	<p>条例の検討・見直しと、推進委員会の設置というのは1つの話に入っているようだが、検討・見直しは推進委員会がやるわけではないのか。</p>
委員長	<p>これは作り方の問題である。例えば、龍ヶ崎市の場合は推進委員会のような機関がないので、「議会及び執行機関」、すなわち議会ないしは市長ということになっている。ただ、このような推進委員会を設けるのであれば、推進委員会だけではなく、推進検討委員会というのを作っている自治体もある。その場合、28番と29番は一緒になる。</p>
委員	<p>今の話でいくと、議会及び執行機関が検討・見直しをやるということであれば推進委員会は必要ないのかなと思う。</p>
委員長	<p>検討・見直しを入れた推進委員会を作るという案だったら両方あってもいいということであるか。</p>
委員	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>見直しについては、社会情勢によってもかなり変わってくると思うので、必要だと思う。推進委員会の設立というのは難しいと思う。飯塚課長がおっしゃったようにこの策定したメンバーが集まって、項目をリストアップしてもらってそれを基に検討するならいいが、ただ漠然と推進委員会を作ってもなかなか活動できないんじゃないかと思う。私は28番だけでいいと思う。</p>
委員	<p>条例の検討及び見直しについては当然入れるべきだと思う。29番の自治基本条例の推進委員会の設置についても、先ほどの委員から、条例の検討・見直しをする機関としても推進委員会をとることが出てきたが、その役割を担う推進委員会についても入れておくべきである。私は今まで何回かパブリックコメントをやってきて、その中で男女共同参画推進条例についてもパブコメを出した。男女共同参画については、男女共同参画推進計画ができて、そのあとに推進条例ができたという経緯があった。以前、その計画の段階で推進協議会という協議会があり、それが条例ができたあとに推進委員会に名称が変わって、以前推進協議会にいたメンバーがほとんど推進委員会の方に移って活動を展開していると聞いている。これは性悪説に立つことになるが、入れないとやらないということになる可能性はあると思う。条文に書いていないからやらなくていいという解釈が成り立つこともあると思う。</p>
委員	<p>私は28番の検討及び見直しの方は入れた方がいいと思う。29番の自治基本条例推進委員会の設置は必要ないと思う。</p>
委員	<p>(参考例では) 29番の中に条例の検討と見直しは委員の役割か責務に入っていたと思う。ならば内容が重なるので気になるところである。それと、実効性を確保するための連絡調整というのはピンと来ないということ。どこの機関がどの役割をして、現場でどのように展開して反映されるのかというのがイメージできない。あと、</p>

	<p>運用状況の検証も何をもって検証するのかということが見えてこない。この条例の見直しに関することというのは、普通は執行部が条例を改正をして、議決するわけだが、この条例に関しては、町民の皆様と手作りでやってきたものなので、こういったかたちで見直しをするときに町民の皆様に関わっていただくことが望ましいのではないかと。なので、この2つの項目に関しては、より利根町に合うような形にできれば、事務局の方でいくつか検討していただいた中で議論できればいいと思う。</p>
委員長	<p>東海村の例で、自治基本推進委員会というのは名前は推進委員会であるが、その中には見直し・検討というのが事項として入っている。だから28番と29番が一緒になっているということである。</p>
委員	<p>28番の条例の検討及び見直しをするにあたって、29番の推進委員会の設置ということであるが、策定している現在の検討委員会があるので、新たな推進委員会の設置はいらないと思う。</p>
委員長	<p>今策定している検討委員会を継続させるということは、検討委員会の名前が変わって推進委員会という看板に変わるだけなので、推進委員会は必要ということによるしいか。</p>
委員	<p>その通りである。</p>
委員	<p>条文の中には推進委員会を設置しますということと、見直しをするということと、両方を別に項目があったほうがいいと思う。</p>
委員	<p>28番については、長い時間を考えたら社会情勢とかそういうことで見直しは必要だと思う。29番については、どれくらいの回数で、タイミングで、誰かとかそういうことを考えるとイメージがつかないので判断に迷う。</p>
委員長	<p>今は策定段階なので1か月に1回であるが、条例ができればちゃんとやっているかのチェックなので、年に1回や2回、どれくらいやるかというのは検討項目を議論するときに決めていけると思う。</p>
委員	<p>これから議論ということであれば29も入れていいと思う。</p>
委員	<p>まとめて両方入れるということでもいいと思う。</p>
委員	<p>検討及び見直しは必ず必要で、推進委員会の設置というのは必要ないと思う。これから先の長い間を考えたら、この名前を設置するのではなく、検討及び見直しの中で必要になったらこのメンバーで見直しをするという柔軟な対応ができればいいと思うので、項目としては必要ないと思う。</p>
副委員長	<p>28番の条例の検討及び見直しはあった方がいいと思う。29番の委員会の設置</p>

	<p>については皆様の意見を伺いながら考えたが、見直す際にこの自治基本条例の策定の内容や経緯を何も知らない人が見直すのはちょっとこわいなというのがある。皆様にご負担はかかるかもしれないが、この会に関わって自治基本条例を策定した委員の人たちが全員は無理でも何人かは必ずいてもらって、作った人たちの意図があるからこそわかる部分もあるので、当初作った時の意図と違うように使われてしまわないように、同じ委員の人がいるということにこれには意義があると思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>今、副委員長がまとめてくれたが、そのような意見が皆様も多いのではないかと思う。委員会という、これは諮問機関であるが、町長に意見を申し上げる場を作るという意味で委員会という機関・組織を作るかどうかは、皆様の意見にもあるように28番の中でそういった取り組みをするものとし、条例のさらに下の規則にすることは可能である。さまざまな意見が出たが、とりあえず28番と29番を枠とは関係なく議論するというにしたい。以上で、検討項目でやるかやらないかの議論はできた。スリム化については何か意見はあるか。加藤委員に伺う。</p>
<p>加藤</p>	<p>19・20・31の高齢者に関係するものはまとめていいと思う。福祉や医療、高齢者というところがあるので一緒にした方がわかりやすいと思う。あとは、21番の産業振興というところが、個人的には浮いているように感じる。産業振興もまちづくりの中に含まれてくる話なので、なぜ産業振興だけを条文として出すのか。まちづくりにはほかの分野がたくさんあるわけだが、ここの条文が必要なのかは疑問である。さらに、32の三世代(多世代)交流というのも重要だと思うが、あえてここで条文として出す意味はどこにあるのか。要するに、住民・行政・議会含めて協働のまちづくりとか、そこでみんなで協力してやりましょうという基本理念も含めて代用でき、ここにも多世代交流が含まれてくる話だと思うので、あえて条文として出す必要はないと思う。</p> <p>(参考「他市町村条文の例」) (スライド7)</p>
<p>事務局</p>	<p>19, 20が前に出ているスライドの条文である。余市町でどちらも規定しているもので、19の方は「健康の増進及び福祉の向上」については、「町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。」。保健、医療及び福祉の連携の方では、「町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要な時に適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。」となっている。</p>
<p>委員長</p>	<p>加藤委員から提案していただいたことでいけば、19・20・31を一緒に検討する、高齢者も入るだろうということであったが、何か異論、反論はあるか。なければ19・20・31で議論した上でさらに考えていくということにするがよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>

委員長	<p>あとは、三世代交流というのは協働で代用できるだろうということであった。</p>
委員	<p>基本理念や、協力したまちづくりもそういったニュアンスは含まれてくると思うので、あえてここで賛成代行中というのを入れなくてもいいと思う。</p>
委員長	<p>これも協働やそういったことで代替できるのではないかということであるが、よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>あとは産業振興については、余市町というところがこの産業振興を掲げている。余市町はニッカウキスキーやハスカップなど、そういった産業振興が必要な地域なのであえて産業振興を掲げているということである。衰退しているような町をもう一度振興させようというそういう心意気のために掲げている。あえて利根町で必要があるかないかということだが、利根町で産業をもっと興したいということであれば重要かもしれない。しかし、利根町は都心から40km圏内であり、企業はどこにでもすぐ働きに行けるということであれば、あえて書く必要はないかもしれない。業者などそういった人たちの意欲というものが感じられるところなので、簡単にいいからいいからで伺いたい。</p>
委員	<p>利根町が今後そうなってほしいか考えたときに、産業というところで盛り上がってほしいとは思っていないので、いらないと思う。</p>
委員	<p>企業が少なくなってきたということであればあえてここで謳う必要はないと思う。</p>
委員	<p>ここで産業振興と言うと、町の一番上の条例になってくるので、まず土地利用計画等が準備されていないといけないと思われる。それに伴ってここまで書いてしまうと、町としてインフラ整備をきちんとしていけないといけないということで、かなり重荷になってくるところがある。今の現状を踏まえると、必要ないと思う。</p>
委員	<p>町の総合振興計画の中できちんと計画されているので、それで十分だと思う。</p> <p>(他、全委員必要ないと回答)</p>
委員長	<p>全会一致で入れないということになった。今回の結論をまとめると、5番のまちづくりの基本理念は検討する、次に10番のこどものまちづくりへの参加と同じ子ども関係の18番の子育て及び教育の推進を一緒に議論する。19, 20, 31番を一緒に議論する。22から25番は行政の用語が多く出てくるので事務局からの案を皆様と議論する。26から29番も議論するというということになった。よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>

3 次回の開催日について

今回は令和3年7月下旬から8月上旬頃の予定で、後日開催日を通知することとなった。

4 その他

5 閉会

それでは以上で第21回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でした。

以上